

告大学の特任教員に任用された場合と同視し得るか) について

(原告の主張)

被告大学の人事権行使の理由、態様が著しく信義に反するものである一方、原告が特任教員任用の期待を有しており、その期待が法的に保護されるべきものである場合には、正式の任用行為がされていない場合であっても、例外的に任用行為がされたと同視することができる場合も存するというべきである。

本件においては、規定上、特任教員の適格性判断は、まず推薦委員会において判断されることであるが、本件においては、カリキュラム委員長であった被告池島の強い働きかけのもと、被告井形が原告の特任教員の任用申請を妨害し、推薦委員会の開催すらさせなかったのであるから、被告大学の人事権行使の理由、態様が著しく信義に反する。

他方、原告は当初から一貫して被告大学において特任教員に任用されることを期待し、必要書類を全て被告井形に提出したのであるから、その期待は法的に保護されるべきである。

(被告らの主張)

原告が必要書類を全て提出したことをもって特任教員に任用される法的保護に値する期待権があるとの点は強く否認する。

- (3) 争点3 (争点1及び争点2が否定されるとしても、任用手続を進めていれば原告が特任教員に任用された高度の蓋然性があり、損害(逸失利益)を被ったといえるか) について

(原告の主張)

被告大学においては、特任教員の任用を申請して認められなかった例は全くないのであるから、原告からの特任教員任用申請を被告井形が適切に受理し、推薦委員会の開催を始めとする任用手続を進めていけば、原告が特任教員に任用された高度の蓋然性があった。